

# 事業計画書

(平成 30 年度)

社会福祉法人 みきた福祉会

就労継続支援 (B 型) みきた作業所

## はじめに

「障害者総合支援法」施行 3 年後の見直しで平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定が平成 30 年 4 月 1 日に施行されます。

みきた福祉会が運営する就労継続支援 B 型事業に係る障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的考え方に基づき見直しが行われます。

### 1) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

障害者とその適正に応じた能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

### 2) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

今回の報酬改定により当法人の財政運営にも大きな影響を受けることが必至と考えられます。厳しい財政状況を克服し、安定した財政基盤を確立できるよう努めてまいります。

また、平成 29 年 4 月 1 日施行の社会福祉法改正に基づき、当法人は定款変更、新役員（理事・監事）、評議員、選任・解任委員等の組織再構築を進め、定数充足・外部委員の多用・世代交代等概ね課題を達成することができました。

この法人組織のガバナンス強化をバネに、みきた福祉会が目指した第 1 ステージから第 2 ステージへの歩みを進めなければなりません。働くことばかりではなく、地域で安心して生活していくために必要な福祉サービスを一步一步構築していく決意を再確認し、法人運営に努めてまいります。

## I みきた福祉社会事業計画

- ① みきた作業所新施設も1年半が経ち、障害者が安心して活動できる環境の提供と共に今後期待される新事業展開の布石といたします。
- ② 財政基盤を強化するため、サービス利用者が定員を満たすよう支援学校や相談支援センター等関係機関との連携を強めると共に無駄な支出を抑制し経費削減に努めます。
- ③ 障害福祉サービス提供に関わる法人職員が、人間性を一層深め知識・能力の研鑽に努め、支援者として信頼されるよう職員育成に努めてまいります。
- ④ 従業員が張り合いを持って意欲的に業務に専念できるよう、労働環境の整備に努めてまいります。
- ⑤ 障害者及び障害者を抱える家族の高齢化が進み、障害の重度化による機能低下等が進む状況もあります。施設運営安定後には、福祉サービス多機能化の一環として優先順位を決め、生活介護事業・グループホーム事業等の開設準備・計画作成に着手いたします。
- ⑥ 大阪府社会福祉協議会・各施設種別部会が実施する「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）への施設会員となり社会貢献事業に取り組んでまいります。

### 1 運営の基本方針は以下のとおりです

障害者総合支援法に謳われる「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」この理念を法人運営の基本とし以下のことを推進してまいります。

- ①みきた作業所が提供する福祉サービスが利用者一人ひとりの特性に配慮し、良質なサービスが受けられるよう事業所環境・支援体制の向上を図ってまいります。
- ②障害のある方々が地域社会の中で生活していくために必要な福祉サービスを可能な限り提供できるよう、社会福祉法人としての基盤強化に努めてまいります。
- ③理事会・評議員会の活性化を図ると共に事務機能を強化し、より適正な法人運営に努めてまいります。
- ④期待される福祉サービスが提供できるよう、職員の資質向上を図るため職員研修を計画的・継続的に進め、法人職員全員が自己研鑽に努めてまいります。

## Ⅱ みきた作業所 事業計画

新しい施設での活動も1年半が経ち、利用者の皆さんも慣れてきました。心身共に落ち着ける環境の中で個々の障がい特性を見極めながら、それぞれに合った支援を引き続き提供してまいります。生活全般に渡って介助を必要とされる利用者、また高齢化が確実に進んでおり身体機能の維持・向上の取り組みや日常生活の中で充足感が得られるよう、利用者のエンパワメントを引き出す事が課題になってきています。

生産活動中心ではありますが、その合間に就労に必要な体力作りや対人関係を円滑に行う為の訓練、集団行動に慣れるための訓練の場を提供しながら気分転換を取り入れ、みんなで一つの仕事をやり遂げる楽しさを分かちあえる場所、利用者にとり日中活動での「居場所」がみきた作業所となるよう、居場所支援・生きがいつくり・自己決定・自己選択・自己責任を基本とした支援、一人ひとりの持つ個性や気持ちを大事にした支援を中心に、日中安定した潤いのある通所サービス支援の提供を心がけるためにも、楽しみが持てる活動を今後も行ってまいります。

### 1 運営の基本方針は以下のとおりです

障害のある人がかけがいのない一人の人間としてその人格が尊ばれ、社会の一員として誇りを持ち、周りに助けられながらも自立した生活が営めるようひとりひとりの人権を擁護し、寄り添い見守り支援していきます。

- ①利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活支援、就労訓練としての生産活動、余暇活動などの機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③地域との結びつきを重視し、市町村・他の障害福祉サービス事業者、その他の医療サービス等を提供する者との連携に努めます。

障害者総合支援法等関係法令を遵守し、就労継続支援（B型）を実施します。

### 平成30年度は以下の重点目標を設定し事業推進を図ることとする

- 1.生産活動 生産活動の一層の活性化を図るため、内職系作業ばかりでなく授産製品である野菜生産やその野菜を用いた加工品やインテリア雑貨を推進し、新たな取り組みとして施設外就労の開拓を行い、一人平均月額工賃14,000円台を目標とします。  
(平成29年度 13,000円台見込み)
- 2.生活支援 日常生活上必要となる支援全般
- 3.福祉サービスの充実・強化とコンプライアンスに努める(サービスの質の維持と向上)

- 4.利用者の権利擁護
- 5.関係法令・運営規程等の遵守 信頼性と透明性の確保
- 6.個人情報の適正管理
- 7.防災、危機管理体制の強化
- 8.活動中の事故防止や感染予防等利用者の健康・安全を一層守る為、事故防止マニュアル・感染症予防マニュアル等の見直しと遵守、ヒヤリ・ハット報告の活用等徹底する（健康管理・リスク管理）
- 9.障害のある人が地域生活を送る上で必要となる福祉サービスが有効に活用できるよう関係機関等とのネットワーク構築を推進し連携強化を目指す

### 目指す職員像（職員の知識や技術向上を目指す）

- ・明るくさわやかに業務に取り組み、援助者としての専門性を追求し、苦情や失敗から多くを学び、常に自己研鑽に努めること。
- ・援助者として自覚を持ち、暖かさや誠実さを兼ね備え、落ち着いた謙虚な姿勢で業務に励む。
- ・虐待防止に努め利用者の人権と権利擁護に努める。
- ・社会福祉法人の使命である社会貢献に積極的に取り組む。
- ・季節に応じた服装や丁寧な言葉使いをこころがける。

### 職員の働きやすい環境づくり

- ・職員それぞれの職務について考え、遂行できるよう、また支援について職員1人1人が意識を持って業務を行います。
- ・職場環境の安全性について常に検証し必要な対策を図ります。

### 支援目標

#### （1）生産活動

利用者個々の年齢や障害の特性などに配慮し「明るく・楽しく・厳しく」を基本方針として生産活動を展開し、作業能力や作業意欲を高め自分の役割を果たしプライドを持って生活していけるよう、また、能力に応じて携わる作業種や工程を考え、自助具の作成など効率性を高める為の方法を検討しながら丁寧な支援を心がけます。

#### ～工賃向上～

- ・作業工賃を月平均 14,000 円台で支給できるよう努めます。
- ・作業を通じたサービスの質の向上、利用者ひとりひとりの能力・目的に応じた作業を提供し、安定した作業量・質の確保・作業内容の整理を行います。
- ・作業準備から片付け・清掃まで自ら判断し行動できるように支援します。

## (2) 生活支援（日常生活上、必要となる支援を提供します）

利用者の能力・特性・障害の状況等を的確に把握しより良い生活習慣が習得できるよう日々の活動の中で支援する

- ・食事や排せつ等に関する必要な支援
- ・社会的マナーや交通ルール・身だしなみや言葉使いなどの習得に関する支援
- ・その他日常生活に必要な支援

## (3) 余暇活動

- ・季節行事、買い物体験、調理実習、社会訓練、スポーツ等を計画的に実施する。
- ・毎週木曜日 午後より余暇活動を行い、心身の疲れを癒し、元気を回復するための取り組みとしてレクリエーション活動を行う。
- ・第1・第3土曜日は、就労に必要な体力作りや対人関係を円滑に行う為の訓練、集団行動に慣れるための訓練の場を提供し、季節を肌で感じられる散歩や軽いスポーツなど健康の維持、増進のための活動を通して気分転換を図ります。（ただし、祝祭日の場合は休所日となります。11月3日は除く）
- ・堺市南区役所 みなみかぜ交流広場での活動へ参加する
- ・他施設の当事者交流

## (4) 個別支援計画

利用者個々のニーズを的確に対応するため、アセスメントを実施しそれぞれの想いを確認し、利用者に影響を与えている環境・状況を考慮し、利用者の可能性を大切にしながら抱えている課題を解決に向けた適切な個別支援計画を立て、一人ひとりの持つ個性や気持ちを大事にした支援、具体的で着実な支援を展開していきます。併せて定期的に利用者・保護者と個別的に話し合いの場を持ちながら支援内容等の確認に努めます。

## みきた作業所の実施事業

### 1 事業の種別

就労継続支援 B 型

事業認可 平成 29 年 3 月 1 日更新（事業所番号 2716400540 号）

### 2 事業の内容

障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスの就労継続支援 B 型事業に係る下記業務を利用者へ適切に提供する。

- ① 就労継続支援 B 型計画等の作成

- ② 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- ③ 就労の機会の提供及び生産活動  
(自転車部品の組立て、野菜の袋詰め、野菜生産、タオル袋詰め、建築副資材等)
- ④ 防災・安全に関する訓練等
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 行事・余暇活動の実施
- ⑦ 訪問支援
- ⑧ 送迎サービス
- ⑨ 生活支援
- ⑩ ②～⑨に付帯するその他必要な介護、訓練、相談、助言等
- ⑪ 利用者等からの苦情・相談に関すること
- ⑫ 訓練等給付費等の請求・受領業務

### 3 事業所の概要

- (1) 施設所在地 堺市南区别所 1480番地 1
- (2) サービス利用定員 20人
- (3) 平成30年度当初利用者数 17人

	堺市	和泉市	手帳A	B1	B2	区分2	区・3	区・4	区・5
男性	12	2	9	4		3	3	5	
女性	3		3			2			1
合計	15	2	11	4		5	3	5	1

★ 障害程度区分未判定 3名（新卒利用者2名含む）

★ 療育手帳 不明 1名（新卒利用者）

- 4) 従業者人員 7人（常勤6人、非常勤1人）

管理者兼サービス管理責任者	1名
目標工賃達成指導員	1名
主任職業指導員	1名
生活支援員（運転手兼務）	3名
主任事務員	1名

#### 4 利用者さんの一日の流れ（月～金）

8:20 ~	職員朝礼	13:00 ~	生産活動
8:30 ~	送迎（3コース）	14:00 ~	休息
9:45 ~	朝礼・ラジオ体操	14:15 ~	生産活動
10:00 ~	生産活動	15:00 ~	片付け・清掃
11:00 ~	休息	15:20 ~	帰宅準備・終礼
11:15 ~	生産活動	15:30 ~	送迎（納品）
12:00 ~	昼食・休憩		

- ★ 生産活動以外に、利用者の気分転換を目的とした余暇活動を毎週木曜日(午後から半日)実施する。

実施内容：ファインプラザでの体力作りや買い物体験・調理実習などを行います。  
心身の緊張をほぐしストレス解消のためレクリエーション等の機会を多く持ちメリハリのある生活を提供します。

#### 利用者さんの一日の流れ（第1・第3 土曜日）

8:20 ~	職員朝礼		
8:30 ~	送迎	14:00 ~	終礼・送迎
9:45 ~	朝礼・ラジオ体操		
10:00 ~	外出訓練		
12:00 ~	昼食・休憩		

#### 5 生産活動

生産活動の機会を通じて、その知識及び能力の維持・向上のために必要な訓練をし就労支援を行います。また施設内は常に清潔・安全・整理整頓に努め、利用者が快適に生産活動ができる環境を整え、安定的な生産活動を提供するために職業指導員を中心に受注先の開拓、また内職作業に限らず、施設外就労の開拓に積極的に取り組んでまいります。

- ・簡易受注作業  
（自転車部品の組立て、野菜袋詰め、建築副資材組立て等、など）
- ・受注先企業名 有限会社長谷部 有限会社フジカワパックメイク  
株式会社結一産業 シンワ加工所 他
- ・野菜生産（畑作業）大根、かぶ、カボチャ、豆類、イモ類、ホウレン草、  
小松菜等その他 季節物の袋詰めや野菜を用いた加工品作り



## 6 年間行事予定

春の社会訓練 ・ 秋の社会訓練

暑気払い（8月）堺市スポーツレクリエーション大会（11月3日）

忘年会（12月）など 季節に応じた行事を行います。

**\*今年度も11月3日(土)は堺市スポーツレクリエーション大会に参加いたします。**

## 7 健康管理

個々の障害特性を踏まえながら、仲間と楽しく過し、身体を動かす事で気持ちも明るく前向きな生活・思考へと変わっていく事も多く、またどうしても活動量の少ない利用者が豊かな人生を送れるよう健康の維持にも力をいれるとともに、年々重度化・重症化・高齢化が進んでいます。障がいの程度も多種に亘ってきていますので、ご家族や嘱託医・職員と連携し、日々の健康管理により、病気の予防・早期発見に努めます。

- 日々の健康観察・保護者や施設職員からの連絡等により健康状態を把握する
- バイタル・データ確認（第3木曜日の月1回）
- 健康診断（年1回、5月） 嘱託医 清水内科 清水医師
- 歯科検診（年2回、6月・11月）医療法人 たんぽぽ会歯科  
医師の助言を得て健康維持に努める
- 感染症予防のため、手指の消毒（年間通して）、マスク着用（冬季12月1日～翌年3月末日）を行います
- 施設における発熱・外傷・てんかん発作等に対しては応急手当てをし、必要に応じて医療機関や家族等と連絡をとるなど適切な対応に努める

## 8 防災・避難訓練

人命を預かる施設の要は安全である。日常の軽微な事故から地震・火災・土砂災害といった生命に関わる大きな非常災害まで、発生予防と発生時の被害を最小限に留める努力を施設は求められる。災害発生時に迅速に行動ができるよう、災害発生に備え避難訓練・施設内の避難経路等の確保・防災備品等の整備、充実を図る。

火災・地震・土砂災害等の災害を想定し、平成30年度みきた作業所消防計画に基づき、利用者と支援者の組み合わせによる避難体制を確立し、下記のとおり避難訓練を実施、迅速に対応できるよう訓練する。

## 避難訓練年間予定表

実施月	訓練の内容	実施月	訓練の内容
30. 6月	地震想定した避難訓練	30. 12月	土砂災害を想定した避難訓練
9月	防災訓練(消防署に協力要請)	3月	火災を想定した避難訓練

### 9 広報活動

ホームページにより施設情報の提供をより充実した情報提供を積極的に行う

- ・ホームページ (法人情報公開) ホームページの更新 (年3回)

### 10 ボランティア・実習生の受入れ

- ・各種行事等で一般ボランティアの受け入れ

関係分野の団体等と協働しながらボランティアの活動ニーズの把握・コーディネート・広報活動を行い、地域のさまざまな世代の住民がいつでも、どこでもボランティア活動の担い手として参加できる、あるいは必要な活動の提供を受けることができるようにする。

- ・支援学校生(利用予定者含む)の実習受け入れ
- ・支援学校生徒保護者の見学受け入れ  
卒業後の進路選択の参考としての施設見学を受け入れます
- ・地域の利用希望者の実習受け入れ  
相談支援事業所等を通じて体験等の希望があった場合に行います

### 11 第三者評価受審

評価シートに基づき自己評価を重ね、段階を得て第三者機関の評価受審に移行を計画する。

### 12 その他

その他必要な事項については運営規程・重要事項説明書・利用契約に基づいて利用者(保護者や後見人等)に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。